環境自動車税（仮称）に関する基本的な考え方

平成２２年１１月
総　　務　　省

○　以下の内容は、環境自動車税（仮称）についての総務省の現時点の考え方をとりまとめたものであり、今後、さらに検討を進め、具体的な案を提示する予定。

１．目的と効果

- 自動車重量税と自動車税を一本化し、複雑な自動車関係税の簡素化を図る。
- ＣＯ２排出量と税額が連動する仕組みとし、地球温暖化対策に資する。
- 偏在性の小さい地方税体系の構築に資する。

２．対象となる自動車と課税の仕組み

制度導入期日以降に新車新規登録された自動車を対象に、以下の区分により課税を行う。

（１）最新の燃費測定モード（ＪＣ０８モード）による燃費値を有する新車新規登録乗用車
→　下図のとおり

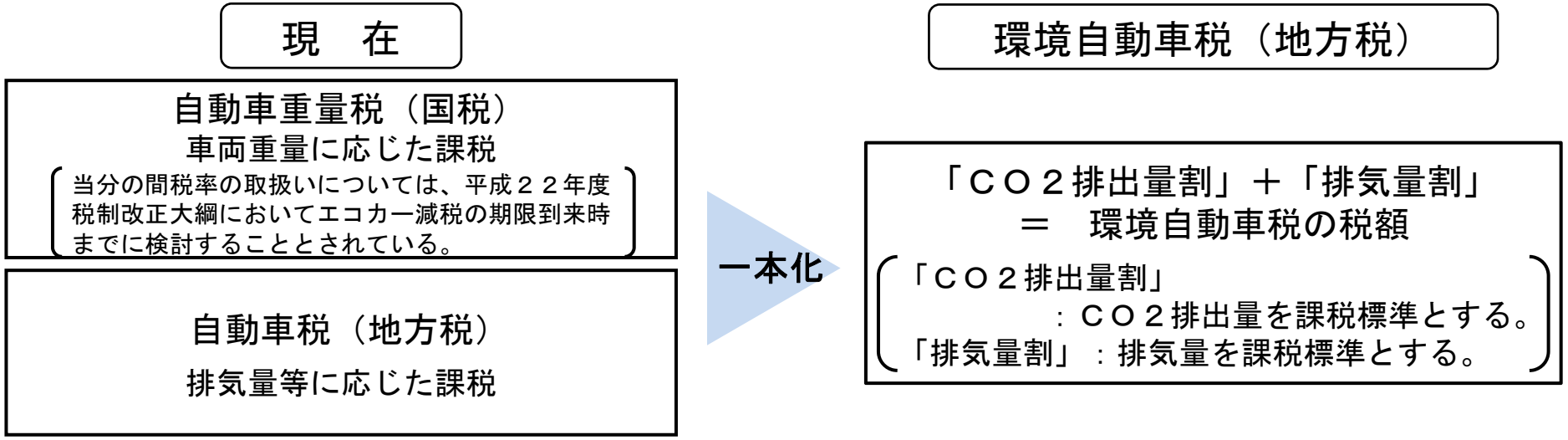

（２）　新車新規登録されるその他の乗用車、バス・トラック

→　ＪＣ０８モードによる燃費値を有さない乗用車等については、当面、自動車税と自動車重量税の税額をあわせた税負担となるような税率とする。

※　制度導入時点で登録済の自動車

→　環境自動車税の対象とせず、引き続き旧制度による自動車税・自動車重量税が課税される。

３．負担水準

・　自動車税の税収と自動車重量税の税収（※）を併せた税収との中立を前提に制度設計を行う。

※　当分の間税率の取扱いについては、平成２２年度税制改正大綱においてエコカー減税の期限到来時までに検討することとされており、その検討後の自動車重量税の税収とする。

４．使途

・　普通税（一般財源）とする。

５．特例

・　自動車の技術開発を促すとともに環境性能の優れた自動車への買換・購入を進めるため、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた新車について、期限付で税負担軽減措置を講じる方向で検討する。

６．営業用自動車に対する配慮

・ 基本的に現行の営業用自動車と自家用自動車の格差を維持する方向で検討する。

７．徴収方法

・ 現行自動車税の徴収方法により年に１回徴収することとする。これにより車検時徴収がなくなり、簡素化される。

８．軽自動車

・ 簡素化の観点から、環境自動車税と同様に軽自動車に係る自動車重量税の一本化を行う。

・ 小型自動車との税負担の格差を一定程度縮小するよう軽自動車の税負担の引上げを行う。

・ 引き上げに伴う増収については小型自動車等の税負担軽減に充当し、全体として税収中立とする。

９．導入時期

・ 平成２４年４月の導入を目標とする。
　なお、納税者への周知を進めるとともに課税の準備を行うため、導入の１年程度前に方針を決定する必要がある。

１０．その他の検討事項

・ 具体的な税率

・ 特例の具体的なあり方　など